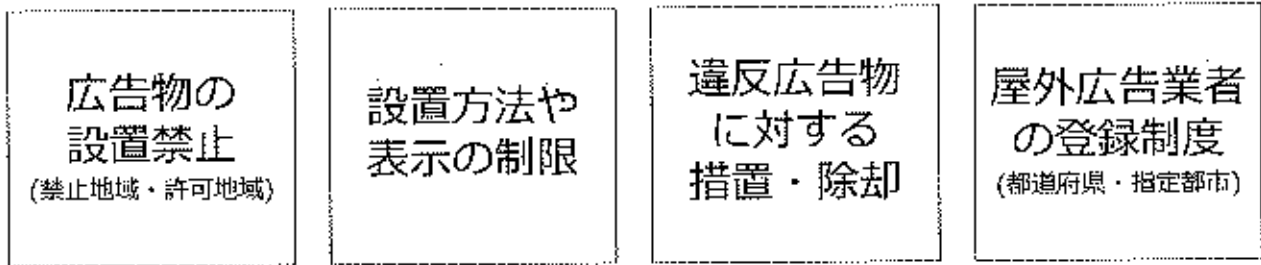


## 屋外広告物法・条例の目的

- 目的**
- 1 良好な景観の形成、風致の維持
  - 2 公衆に対する危害の防止

この2つの目的を達成するため、屋外広告物・屋外広告業について必要な規制を、都道府県・指定都市・各市（景観行政団体）の条例で定めている。

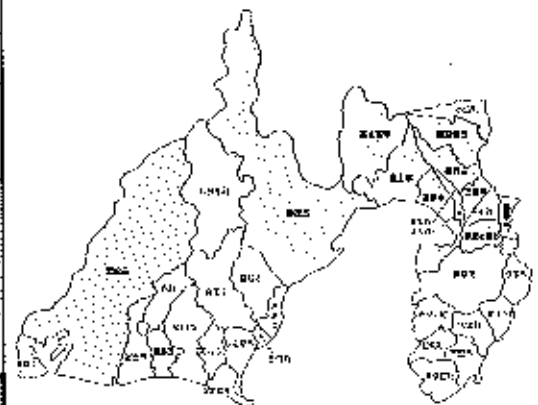
（規制の例）



## 県屋外広告物条例の適用市町、許可事務の所管

- ・市町により適用条例や事務処理の権限が異なる。
- ・県の屋外広告物条例が適用されるのは、独自条例を制定していない市域（12市）及び町域（12町）。なお、市域については各市が許可事務等を行っている。




区域		屋外広告物許可事務	
		適用条例	事務の所管
市	静岡市、浜松市【2市】	市条例	市
	独自条例を制定した景観行政団体【9市】	市条例（注）	市
	その他の市【12市】	県条例	市
町（郡部）【12町】		県条例	県（土木事務所）



白抜き…県条例適用市町

（注）景観行政団体による独自条例の制定…熱海市、袋井市、三島市、富士宮市、富士市、沼津市、御殿場市、裾野市、伊豆の国市  
景観行政団体である市町は、独自の屋外広告物条例を制定することができる。これにより、景観計画と整合したきめ細やかな地域区分の設定、地域の実情にあわせた規制・誘導が可能となる

## 地域による設置等の規制

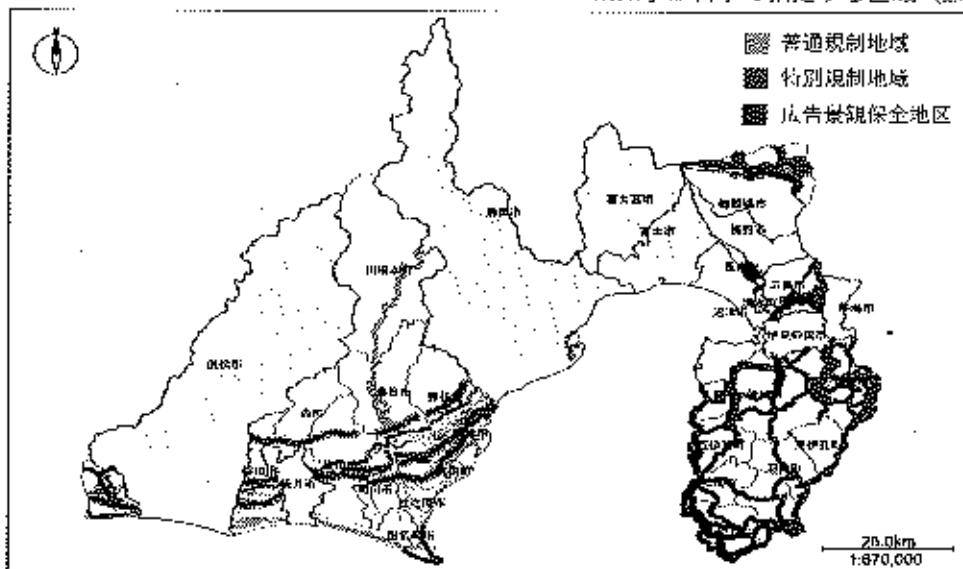
区分	規制地域名	特別規制地域	普通規制地域	規制地域外
	規制概要	原則設置は禁止	原則許可が必要	許可無く設置可能
	地域特徴	自然景観、良好な沿道景観や住環境を保全する地域	用途地域や活発な都市活動が展開されている地域	左記以外の地域
<b>自家広告物</b> (自己の店名等を自己の店舗等に表示) 	表示面積が5㎡を超える場合は許可により設置可 (要基準適合)	10㎡又は20㎡を超える場合は許可により設置可 (要基準適合)		
<b>道標・案内図板</b> (目的地への誘導のため表示) 	原則設置不可やむを得ない場合※、許可により設置可 (要基準適合)	許可により設置可 (要基準適合)		許可無く設置可
<b>一般広告物</b> (上記以外の広告物) 	設置不可			

※店舗等が主要な道路に接していないなど

## 地域による設置等の規制

区分	主な場所等
特別規制地域	重要文化財・有形文化財周辺、伝統的建造建物業保存地区、第1・2種低層住居専用地域、東名・新東名、道路※、鉄道※、河川・海岸※、等
普通規制地域	用途地域、道路※、鉄道※、河川・海岸※、等

※知事が告示で指定する区域 (道路から0m以内等)



## 広告景観保全地区（地域に応じた基準の上乗せ）

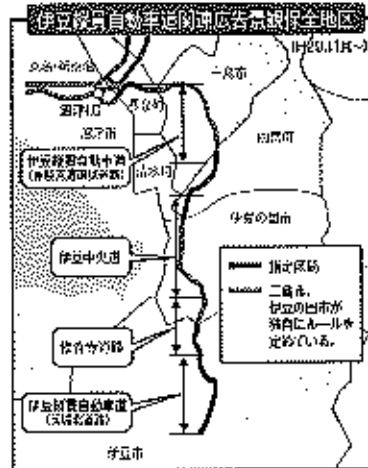
特別規制地域又は普通規制地域のうち、地域の特性等に応じ、一部の種類の広告物に対して、許可基準の上乗せを行っている。

### 伊豆縦貫自動車道関係広告景観保全地区

地域の特性に応じ、特に良好な景観を形成し、風致の維持を図ることが必要である区域。特に必要と認める限りにおいて基準を上乗せし、きめ細かく景観誘導を図ることができる。

区分		伊豆縦貫自動車道関連	伊豆西南海岸
基準 上乗せ※	自家 広告物	無し	有り
	道標・ 案内図板	有り	有り

※特別規制地域の基準に対して



## 案内図板の上乗せ基準（伊豆縦貫自動車道関連広告景観保全地区）

- ・特別規制地域では、店舗等が主要な道路に接していない場合などやむを得ない場合に、許可を受けることで案内図板の設置ができる。
- ・さらに、広告景観保全地区（伊豆縦貫自動車道関連）では、色彩面や表示内容等で案内図板の許可基準の上乗せを行っている。

< 野立て案内図板許可基準（概要） > 赤枠表示が上乗せされている基準（対比資料は6頁参照）



(電飾設備)  
動光、点滅照明、光源が露出したもの（案内広告を直接照らすものを除く。）は使用できない

(板面の色) ※

・ 焦げ茶系色

(脚の色)

・ ダークブラウン

(板面の長さ)

・ 縦1.5m以下  
・ 縦<横

(表示内容)

・ 写真、絵、広告は表示しない

(その他)

・ 各10近くが望ましい

(板面の角度)

・ 道路に対して概ね90度

(面積)

・ 片面3㎡以内  
・ 裏面表示可

(高さ)

・ 地上5m以下

(案内表示)

・ 板面の1/3以上  
・ 地図又は矢印を表示

(道のり)

・ 10km以内  
・ 直進誘導不可

(相互間隔)

・ 左右50cm以上  
・ 前後5m以上

※

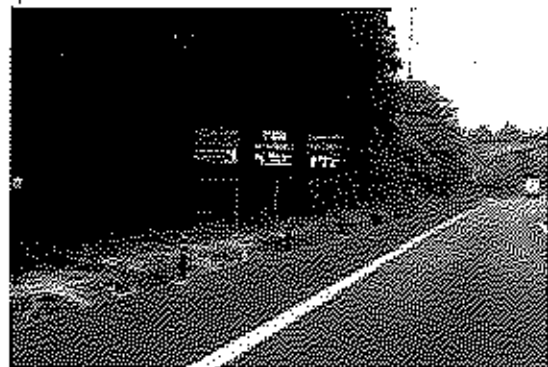
地:1色（案内表示1色）  
色相10YR,明度3~6,彩度1~5  
文字・地盤・矢印:3色以内  
色相10YR,明度8以上

# 案内図板の写真

## 特別規制地域

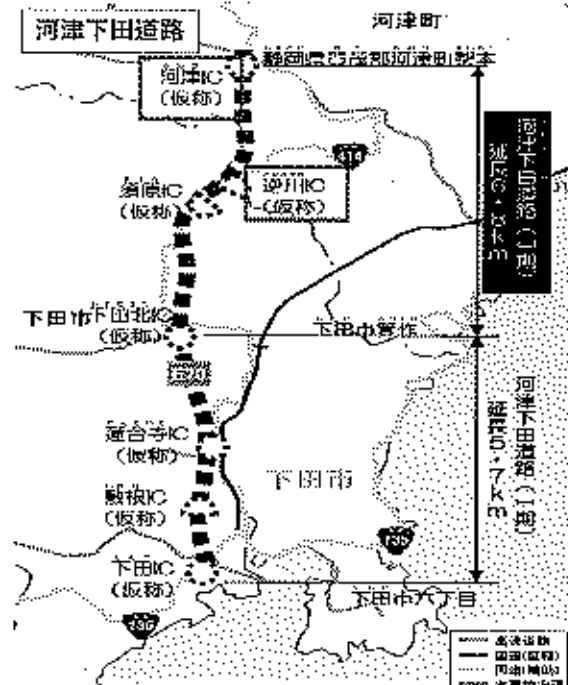
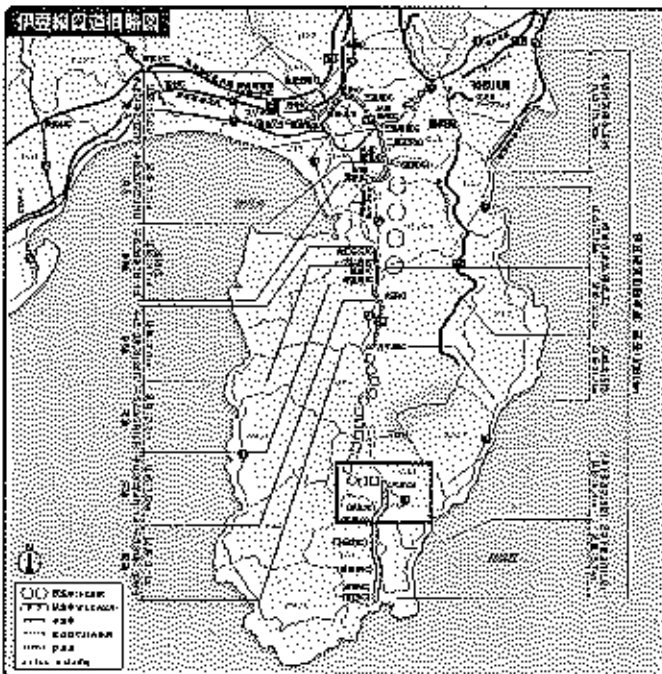


## 広告景観保全地区（伊豆縦貫自動車道関連）



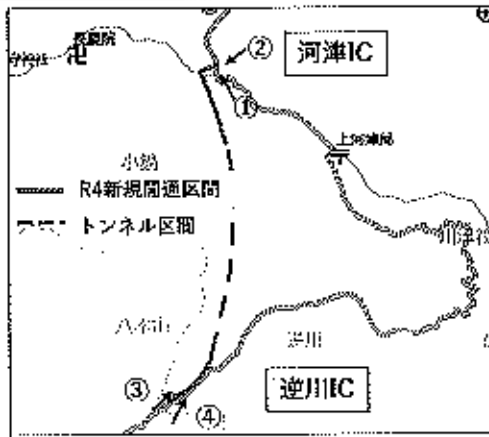
# 伊豆縦貫自動車道（R4新規開通区間）

令和4年度内に、伊豆縦貫自動車河津下田道路のうち河津ICから逆川ICまでの区間（約3.0km）の供用が開始される。

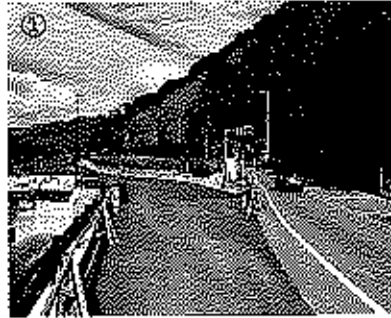


(出典) 沼津河川国道事務所計

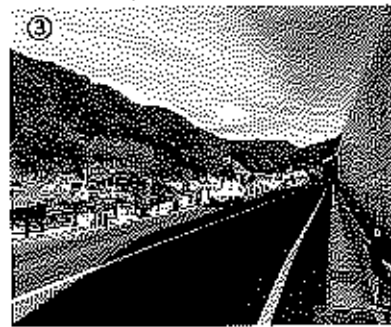
# 伊豆縦貫自動車道 (R4新規開通区間 現況)



河津IC周辺 (河津町梨本)



逆川IC周辺 (河津町逆川)



①~⑤: R4年12月撮影

## 東京2020オリ・パラ競技大会等を契機とした違反広告物対策

東京2020オリ・パラ大会の開催決定等を契機として、関係市町と連携し、伊豆半島の幹線道路沿いや自転車競技ロードレースコース沿線で集中的な違反広告物対策を実施。関係者の協力のもと本県の誇る美しい景観の磨き上げを図ることができた。

区分	違反広告物数	是正数 (R4.11末)	是正率
伊豆半島の幹線道路沿い (13市町)	2,232件 (H29.12時点)	2,088件	94%
自転車ロードレースコース沿線 (3市町)	144件 (H30.9時点)	144件	100%

伊豆半島の幹線道路沿い



▲ 県道伊東西伊豆線: (伊豆市内)

ロードレースコース沿線



▲ (国) 469号 (裾野市内)





特別規制地域及び広告景観保全地区(伊豆縦貫自動車道関連)の許可基準 対比表

区分	特別規制地域	広告景観保全地区	
	(第21条)	伊豆縦貫自動車道関連広告景観保全地区	
<b>目録用広告物等</b>			
適用除外(許可不要)の基準	合計5㎡以内	同左	
個別基準	【野立て広告帯】	高さ10m以下 1面30㎡以内	同左
	【野立て広告板】	高さ5m以下 合計30㎡以内	
	【屋上広告物】	建築物の高さの2/3以下かつ10m以下	
	【突出広告物】	・1面20㎡以内 ・山幅1.5m以下	
	【壁面広告物】	1面15㎡以内、又は壁面面積の1/5以内(注)	
	【新利用広告物】	1面5㎡以内、又は壁面の面積の1/5以内(注)	
	【電柱広告】	(長さ方向)幅1.2m以下、横0.4m以下 ※電線は、新設柱を利用する場合は1本につき2個以内とし、 既存柱以外を利用する場合は1本につき3個に限る。 (高さ方向)合計1㎡以内	
	【はり旗等】	1面15㎡以内、又は1面10㎡以内の1/5以内(注)	
	【アパシオン】	幅20m以下、横1.5m以下	
	【広告幕等】	1面15㎡以内、又は壁面面積の1/5以内(注)	
【のぼり】	1面につき2㎡以内		
<b>野立て案内図版等</b>			
1 案内図版の定義	主要道路が主要な道路に接していない場合その他のやむを得ない場合が当該事業所等へ案内し、又は誘導するために表示し、又は設置するものであること。	同左	
2 距離等(設置場所から事業所等までの距離のり)	10km以内	同左	
3 設置場所	—	・各インターチェンジ近くに設置することが望ましい。	
4 相互間距離	左右方向が50cm以上、かつ前後方向に5m以上	同左	
5 高さ	5m以下	同左	
6 面積	・3㎡以内(同一の寸法及び形状の場合、割面表示可) ・5以上の者が容易に表示する場合11㎡以内、合計10㎡以内	同左	
7 板面の長さ	—	・線の長さ 1.6m以下 ・「横く横」であること。	
8 板面の角度	—	・道路の中心線に対し、概ね垂直であること。	
9 州県矢印の表示	事業所等が案内、誘導するための道路又は丸印を必ず表示	同左	
10 案内表示の面積	・板面の表示面積の3分の1以上 ・このスペースには、その他の文字、写真又は図を記載してはならない	同左	
11 写真、絵(イラスト、商標等)の使用	・表示面積全体の3分の1以下 ・写真やイラストを重ねて、文字、地図、矢印を表示してはならない。	・表示してはならない。 (ただし、商標登録されている商標は可)	
12 表示内容	—	・サービス内容、商品名等を表示してはならない。 (病院又は診療所については、診療科目を表示可能。)	
13 地の色彩	彩度0以下、かつ明度3以上	・色相10YR、かつ明度3以上8以下、彩度1以上6以下	
14 文字、地図、矢印の色彩	—	・色相10YR、かつ明度8以上	
15 板面で使用できる色数	—	・地の色彩：1色以内 (特例：案内表示の部分を明確に区分する場合は、2色以内) ・文字、地図、矢印の色彩：3色以内	
16 脚の色彩	—	・ダークブラウン (10YR2/1)	
17 照明設備の使用	日光、点滅照明、ネオン照明、光害が露出したもの(案内広告を直接照らすものを除く。)は使用できない	同左	
18 (参考)電柱広告等	No.1,2,5,11,12,15,17の項等は、電柱広告等にも適用される。この他、高さ・面積等の個別基準あり	同左	
19 建築物等の利用	不可 (建築物の屋上・壁面、横には、案内図版が設置できない。)	同左	
<b>一般広告物</b>			
全般	不可	同左	

(注) 壁面又は柱の1面の面積が300㎡未満の場合の例

